

令和5年第3回定例会(9月議会)
産業観光委員会・分科会 提出資料

令和5年9月11日
産業労働部

【所管事項関連】

公 営 企 業 課 令和4年度決算に基づく資金不足比率(速報値)について 1

令和4年度決算に基づく資金不足比率（速報値）について

公 営 企 業 課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて計算した電気及び工業用水道事業会計の「資金不足比率」については、次のとおり。

なお、確定値は、監査委員の意見を付した上で決算特別委員会にて財政課より報告される予定である。

資金不足比率

	R 4 決算	R 3 決算	R 4 - R 3
電気事業会計	－%	－%	－%
工業用水道事業会計	－%	－%	－%

※「－」は資金不足が生じていないことを示している。

[参考1] 資金不足比率の算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{① 資金の不足額}}{\text{② 事業の規模}}$$

① 資金の不足額

（流動負債 + 地方債現在高※ - 流動資産） - 解消可能資金不足額

※ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

② 事業の規模

営業収益の額 - 受託工事収益の額

[参考2] 経営健全化基準

	経営健全化基準	指標の説明
資金不足比率	20%	公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率 ※基準以上となった場合は、「経営健全化計画」を定めなければならない。